

04 永福学第 463 号
令和 4 年 5 月 23 日

保護者各位

東京都立永福学園校長
緒方 直彦

リバウンド警戒期間終了後の対応について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

報道にもあるとおり、東京都は、令和 4 年 5 月 22 日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウィルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請していましたが、5 月 22 日をもって「リバウンド警戒期間」を終了することとしました。

学校におきましては「リバウンド警戒期間」終了後においても、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することにより、感染拡大を防止することが求められています。つきましては、下記のとおり感染予防対策を引き続き継続してまいります。保護者、関係者の皆様にも御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 学校での取り組み（下記のような取り組みを行い、感染拡大を防止に努めます。）

（1）基本的な感染症対策の徹底

- ①マスク（不織布）の正しい着用、3つの「密」の回避、正しい手洗い
- ②不織布マスクの着用（鼻と口を隙間なく覆う。鼻出しマスクや顎マスクは効果なし）
- ③厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認して指導します。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- ④毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校せず、直ちに受診してください。）
- ⑤登校時の確実な健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- ⑥教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を 2 m（最低 1 m）以上確保）
- ⑦常時換気の徹底（CO₂測定器による計測を活用、機械換気の常時運転、二方向での自然換気、喫食前後の十分な換気）
- ⑧黙食の徹底
- ⑨教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- ⑩入室時の手指消毒、食事前後の手洗・手指消毒、共用物使用後の手指消毒
- ⑪教室等の整理整頓
- ⑫ドアノブや手すり、スイッチ、窓枠など頻繁に接触する箇所の定期的な消毒
- ⑬授業終了後は寄り道・飲食等をせず速やかに帰宅の指導。
- ⑭同時期に感染経路不明の感染者が複数発生するなど校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行います。

(2) 学習活動について

①飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

(3) 学校行事について

①児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。

②校外での活動に当たっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

(4) 部活動について

①部活動については、東京都教育委員会からの通知に基づき感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、部活動を実施します。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控えます。

2 御家庭における感染防止対策の徹底のお願い

- (1) 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策の徹底をお願いします。
- (2) 児童・生徒同士の会食や、狭い空間での関わりは感染リスクが高く、実際に感染した事例が起きているためお避け下さい。
- (3) マスク（不織布）の正しい着用、3つの「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒をお願いします。
- (4) 毎朝の検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、児童・生徒等は登校せずに、休養するようお願いします。）
- (5) 御家庭でも十分な換気をお願いします。
- (6) 万が一児童・生徒や御家族が、PCR検査の結果陽性であることが判明した場合等には、昼間であれば学校に、休日・夜間であればお知らせしてある各担当副校長の公用携帯に速やかに御一報ください。

〈問い合わせ、連絡先〉

東京都立永福学園

副校長 秋本友美（肢体不自由教育部門高等部担当）

小松弘喜（肢体不自由教育部門小中学部担当）

山崎裕之（就業技術科担当）

電話番号 03-3323-1380